

契約者 各位

大阪厚生信用金庫

法人インターネットバンキングサービスに係る預金等の  
不正な払戻し被害の補償対応について

大阪厚生信用金庫では、法人のお客様も安心してインターネットバンキングサービスをご利用いただくために、法人インターネットバンキングサービスに係る預金等の不正な払戻し被害につきまして、当金庫所定の補償限度額の範囲内で補償を行うことといたしました。

※本取組みは、一般社団法人全国銀行協会の申し合わせ（法人インターネットバンキングにおける預金等の不正払い戻しに関する補償の考え方）を踏まえ対応するものです。

補償開始日	平成27年4月17日						
対象となるお客様	大阪厚生信用金庫のインターネットバンキング（IB、WEB-FB）をご契約いただいている法人のお客様を対象といたします。						
補償限度額	<p>1口座あたり、3,000万円を上限として被害額を補償します。</p> <p>※当金庫が提供するセキュリティサービスをご利用されていない場合など、補償の対象とならない場合がございますのでご注意ください。</p> <p>※IB、WEB-FBの両サービスをご契約いただいている場合であっても、1口座あたりの補償となりますのでご注意ください。</p> <p>■当金庫が提供するセキュリティサービス（平成27年4月現在）</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">IB</th> <th style="text-align: center;">WEB-FB</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">ワンタイムパスワード方式</td> <td style="text-align: center;">電子証明書方式</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">無料セキュリティソフト「Rapport（レポート）」（IB、WEB-FB 共通）</td> </tr> </tbody> </table>	IB	WEB-FB	ワンタイムパスワード方式	電子証明書方式	無料セキュリティソフト「Rapport（レポート）」（IB、WEB-FB 共通）	
IB	WEB-FB						
ワンタイムパスワード方式	電子証明書方式						
無料セキュリティソフト「Rapport（レポート）」（IB、WEB-FB 共通）							
補償を行わない場合 （主なもの）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不正払い戻し発生日の翌日から30日以内に、当金庫へ被害の届出をしていただけなかった場合</li> <li>・当金庫の調査（保険会社による調査を含みます）に対して十分な協力を得られない場合、または重要な事項について偽りの説明をされた場合</li> <li>・警察への被害の届出をされない場合、または警察の捜査に対して十分な協力を得られない場合</li> <li>・ご契約先の従業員等関係者の犯行またはご契約先の従業員等関係者が加担した不正な取引であることが判明した場合</li> <li>・ID・パスワード等の本人確認情報や、本サービスを使用する端末を第三者に提供・貸与した場合</li> <li>・端末が盗難に遭った場合において、ID・パスワード等の本人確認情報を端末に保存していた場合</li> <li>・「電子証明書方式」又は「ワンタイムパスワード方式」でサービスを利用できる環境であるにもかかわらず、「電子証明書方式」又は「ワンタイムパスワード方式」を利用されていない場合</li> </ul>						

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当金庫が導入・指定するセキュリティ対策ソフトを利用されていない場合</li> <li>・第三者からの指示または脅迫に起因して生じた損害である場合</li> <li>・その他、上記と同程度の過失が認められた場合</li> <li>・戦争、暴動、地震等による著しい社会秩序の混乱に乗じてなされた不正払い戻しの場合</li> </ul>
補償を減額する場合 (主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本サービスを使用する端末のOS（基本ソフト）やブラウザおよびセキュリティ対策ソフトを最新の状態に更新されていない場合</li> <li>・当金庫が指定する推奨環境で利用されていない場合</li> <li>・ID（契約者ID、利用者番号、お客様IDなど）や暗証番号等の管理が適切に行われていない場合や暗証番号等を定期的に変更されていない場合</li> <li>・当金庫が注意喚起しているにもかかわらず、注意喚起している方法で、フィッシング画面等へ不用意にID・パスワード等の本人確認情報を入力された場合</li> <li>・その他、上記と同程度の注意義務違反が認められた場合</li> </ul>

以 上